

各論Ⅰ 第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1-1 教育・保育の提供区域の設定

- 8つの行政区単位で設定する。
- 地域子ども・子育て支援事業については、8区域を基本に、ニーズや提供体制により全市域を区域とする事業もあり。

1-2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 市全体の教育・保育の量及び確保の方策

(2) 提供区域別の教育・保育の量及び確保の方策

1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

- 下記の事業について、「量の見込み」、「確保の方策」、対象、事業概要、現状と課題、取組の方向性を記載する。
 - ① 利用者支援事業
 - ② 地域子育て支援拠点事業
 - ③ 妊婦健康診査
 - ④ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤ 養育支援訪問事業
 - ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
 - ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
 - ⑧ 一時預かり事業
 - ⑨ 延長保育事業
 - ⑩ 病児保育事業
 - ⑪ 放課後児童健全育成事業

1-4 指針に基づく任意記載事項に係る事業

(1) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の充実
- 障がい児施策の充実

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

各論Ⅰ 第2章 教育保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

各論Ⅱ 第1章 子ども・子育て支援施策の展開

- 子ども・子育て支援法に定められる事業（各論Ⅰ）のほか、本市の子ども・子育て支援に関わるすべての事業について、施策1-1～3-4ごとに、本市の取組み（事業）を整理し位置づける。
- 現在の169事業を基本に、新たな事業の追加や終了事業の削除、分類の再検討などの整理をし、施策1-1～3-4ごとに分類する。（再掲あり）

基本方針1 子どもへの健やかな育ちを守り、支える

- 施策〇-〇
- 現状と課題分析
- 施策の方向性
- 事業一覧

基本方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

- 施策〇-〇
- 現状と課題分析
- 施策の方向性
- 事業一覧

基本方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

- 施策〇-〇
- 現状と課題分析
- 施策の方向性
- 事業一覧

各論Ⅱ 第2章 子ども・子育て支援事業計画に関連するその他の計画

2-1 次世代育成支援行動計画との整合について

2-2 「新・放課後子ども総合プラン」に関するもの

各論Ⅲ 第1章 推進体制

1-1 推進体制

1-2 計画の進捗管理・評価

資料 計画策定に係る資料

- 新潟市子ども・子育て会議に係る資料
- 法制度に係る資料

⑪ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

対 象 小学生

事業概要

就労等により昼間保護者がいない小学校の児童に対し、授業終了後や土曜日に遊びや生活の場を提供し、家庭や地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を行います。

現状と課題

放課後児童クラブを利用する児童は年々増え続けており、公設クラブの施設整備を進めるとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。

利用する児童の増加に対応するため、引き続き受入体制の確保が必要です。

取組の方向性

引き続き待機児童を出さないよう受入体制を整えるため、公設クラブの施設整備や民設クラブへの運営助成を行っていく。

「新・放課後子ども総合プラン」を基に、教育委員会と連携した子どもふれあいスクールとの一体的な実施や、放課後児童クラブの質の向上を進める。

【必要な量の見込み】

(単位：人)			実績	見込み量					
			H31	R2	R3	R4	R5	R6	
全市	低学年	見込み	7,700	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243	
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243	
	高学年	見込み	3,131	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634	
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634	

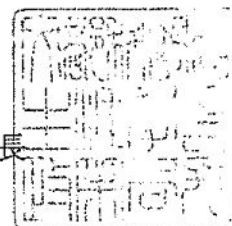
(単位：人)			実績	見込み量				
			H31	R2	R3	R4	R5	R6
北区	低学年	見込み	760	807	797	808	801	805
		確保の方策	803	807	797	808	801	805
	高学年	見込み	318	143	156	161	162	161
		確保の方策	129	143	156	161	162	161
東区	低学年	見込み	1,258	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820
		確保の方策	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820
	高学年	見込み	510	346	381	384	398	415
		確保の方策	307	346	381	384	398	415
中央区	低学年	見込み	1,533	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250
		確保の方策	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250
	高学年	見込み	610	497	552	570	588	608
		確保の方策	435	497	552	570	588	608
江南区	低学年	見込み	895	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102
		確保の方策	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102
	高学年	見込み	362	210	222	229	237	242
		確保の方策	187	210	222	229	237	242
秋葉区	低学年	見込み	650	899	904	917	967	990
		確保の方策	917	899	904	917	967	990
	高学年	見込み	277	353	386	399	392	396
		確保の方策	317	353	386	399	392	396
南区	低学年	見込み	349	473	493	511	533	526
		確保の方策	455	473	493	511	533	526
	高学年	見込み	138	98	106	109	113	118
		確保の方策	85	98	106	109	113	118
西区	低学年	見込み	1,853	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128
		確保の方策	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128
	高学年	見込み	753	400	439	445	461	467
		確保の方策	357	400	439	445	461	467
西蒲区	低学年	見込み	402	612	634	631	621	622
		確保の方策	583	612	634	631	621	622
	高学年	見込み	163	193	201	209	218	227
		確保の方策	172	193	201	209	218	227



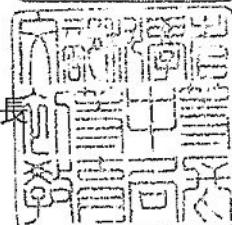
30文科生第396号
子発0914第1号
平成30年9月14日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長
殿

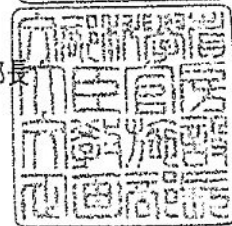
文部科学省生涯学習政策局長



文部科学省初等中等教育局長



文部科学省大臣官房文教施設企画部長



厚生労働省子ども家庭局長



「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。

この間、平成28年に児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、児童の福祉を保障するための原理として、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にの

つとり、適切に養育されること」と規定されました。児童の権利に関する条約第3条に示された、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められています。

また、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するために、平成29年に社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部改正が行われ、同年4月1日から施行されました。地域学校協働活動の一環として、放課後等においても地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、社会総掛かりでの教育の実現が求められています。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン(以下「新プラン」という。)を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知いただきますようお願いいたします。

これに伴い、「放課後子ども総合プラン」について(平成26年7月31日付け26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の通知は廃止いたします。ただし、当該通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、2019年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。

なお、新プランは2019年度から実施するものですが、実施が可能な取組については、直ちに進めていただくことも可能であること、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

「新・放課後子ども総合プラン」

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ。)が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子供教室」という。)の計画的な整備等を進める。

2 背景

平成 26 年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブについて、平成 31 年度末までに約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところであるが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっている。

また、「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については増加傾向にあるものの、平成 29 年度時点で約 4,500 か所と、目標である1万か所への到達は果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して、一体型と同様に、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるような取組の例も見られるところであり、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした両事業の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められている。

上記を踏まえると、両事業の継続的な整備等が必要な状況となっており、両事業の連携を前提とした、2019 年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを策定することとした。

3 国全体の目標

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を以下のとおり進める。

- ① 放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019 年度から 2023 年度までの5年間で約 30 万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(詳細については、7(2)を参照のこと。)について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80% を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

4 事業計画

(1) 基本的な考え方

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 60 条の規定に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)や次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針(平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則し、(2)に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市

町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、これらの指針に則し、(3)に掲げる内容について都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

(2) 市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の 2023 年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

(3) 都道府県行動計画等に盛り込むべき内容

- ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)
- ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 等

(4) 事業計画策定に当たっての留意事項

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体

で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成 29 年3月に社会教育法が改正、同年4月に施行された。

都道府県・市町村の教育委員会は、放課後子供教室を含む地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講じることや、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため「地域学校協働活動推進員」を委嘱できることとされたことから、市町村及び都道府県は地域学校協働活動の実施計画と本プランの事業計画との間で齟齬が生じないよう十分に留意する必要がある。

5 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることが必要である。

なお、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

① 主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

6 都道府県の体制、役割等

(1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

なお、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

① 主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者(放課後児童支援員、補助員)・放課後子供教室の参画者(地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等)の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応することが必要である。

① 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であつ

ても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要がある。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努める必要がある。

②全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けた余裕教室等の活用

i) 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議することが必要である。

また、各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室(地域学校協働活動)関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成 27 年7月1日付け 27 文科施第 158 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることに留意が必要である。

ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、7(1)②i)に記載した余裕教室の活用に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健室を含む)のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。とりわけ、放課後子供教室については、学校の図書室や家庭科室、音楽室、理科室といったスペースを、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において積極的に活用し、多様な体験・学習プログラムを実施しているケースもみられることから、こうした取組を児童や保護者、地域のニーズに応じてより一層進めていくことが期待される。

加えて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用することが必要である。

なお、こうした場所の確保に当たっては、特別な配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境の配慮にも十分留意することが重要である。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携し

て取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境整備に配慮する必要があり、例えば、両事業の実施場所が同一の小中学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることが必要である。

また、放課後子供教室を定期的(週1～2回程度)に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮する必要がある。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取り組みの推進を図ることが重要である。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラム(共通プログラム)を実施することが必要である。

その際、共通のプログラムの充実を図る上では、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心となって、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましい。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する児童が参加できるよう十分留意することが必要である。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブなどの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者や参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

本プランの実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める必要がある。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握した上で、保護者に対する支援につなげることも考えられる。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、先述(7(1)②)の小学校区ごとに設置する協議会を活用することや、平成29年3月に改正され、同年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により設置が努力義務化された学校運営協議会において、情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要である。

(5) 来所・帰宅時における児童の安全確保

平成30年6月22日に関係閣僚会議において策定された「登下校防犯プラン」

において、登下校時の児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策が取りまとめられた。放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童が放課後に来所し、そこから帰宅する場所であり、各々の事業関係者は、児童の来所・帰宅時の安全確保の一端を担う者として期待されている。

こうした観点から、各事業関係者が来所・帰宅時の安全確保について取り組む際の参考となるよう、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日付け30生社教第4号・子子発0711第1号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知)のとおり、放課後児童クラブをはじめ、放課後子供教室、児童館等、児童が放課後を過ごす事業の関係者を対象としたチェックリストを作成したので、積極的に活用いただきたい。

なお、児童の下校時の安全確保を図る上では、地域学校協働活動の一環として実施される登下校の見守り等に関わる地域住民等と連携を図ることも重要である。

(6) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効である。

そのため、放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス(塾、英会話、ピアノ、ダンス等)を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参画を促進していくことも望まれる。

8 特別な配慮を必要とする児童への対応

(1) 基本的な考え方

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後子供教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられる。また、虐待やいじめを受けた児童が放課後児童クラブや放課後子供教室に来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することもあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必

要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である。

(2) 学校・家庭との連携

特別な配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、7(4)に記載したことに加え、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応する必要がある。

(3) 放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や放課後児童クラブとの連携

障害のある児童の中には、放課後児童クラブと生活能力の向上のために必要な訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所に通う者もみられる。児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保の観点から、放課後等デイサービスの実施に当たっても、学校施設の積極的な活用が望まれるほか、両事業者が連携をとりながら、こうした児童の育成支援及び療育を進めていくことが重要である。

9 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

平成 26 年6月に公布され、平成 27 年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成 26 年7月 17 日付け 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところである。

10 市町村等の取組に対する支援

本プランに基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるた

め、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブ、児童館等に関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

電話:03(5253)1111 内線:4845、4966

【放課後子供教室に関すること】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

地域学校協働推進室

電話:03(5253)4111 内線:3260

【学校施設の活用に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設助成課

電話:03(5253)4111 内線:2464

【学校との連携に関すること】

文部科学省初等中等教育局参事官付

電話:03(5253)4111 内線:3705

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話:03(5253)4111 内線:4678

2-2 「新・放課後子ども総合プラン」に関するもの

(1) 放課後児童クラブ

① 年度ごとの見込みおよび目標（再掲）

目標事業量

② 放課後児童クラブ実施の主な取組

ア) 施設・受け皿の確保

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上確保する必要があります。

今後も利用児童数の増加に対応し児童が生活するスペースを確保するため、小学校内の余裕教室の活用を基本としながら、放課後児童クラブの整備を行っていきます。

イ) 職員の配置・質の向上

支援の単位（おおむね児童 40 人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を 2 人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち 1 人を「放課後児童健全育成事業に従事した日から 3 年以内に放課後児童支援員となることが見込まれる」補助員に代えることができます。

児童の自主性、社会性および創造性等のより一層の向上に必要な知識や能力を得るため、放課後児童健全育成事業者および従事している職員を対象とした研修や情報交換会を継続実施します。

また、国の制度に基づき支援員の勤務年数や研修実績に応じた「キャリアアップ処遇改善」や市独自に実施する処遇改善などにより、放課後児童クラブに従事している職員の処遇を改善し職員の確保や質の向上に繋がります。

利用する保護者、地域の住民に放課後児童クラブの取り組みについて理解や協力をいただけるよう、学校等を通じて日々の活動など周知を進めます。

ウ) 地域の実情に応じた開所時間について

現在、ひまわりクラブの開所時間は18時30分までとなっています。

18時30分を超えての開所時間の延長により、保護者の就労や就労後の家事などに充てられる時間を増やすことができますが、親子が家庭で一緒に過ごす時間が減ることにもつながります。子どもと保護者の家庭での関係が愛情でしっかりと結ばれたうえで、子どもの地域や学校での生活が成り立つことから、開所時間の延長については、延長のニーズや家庭の状況など総合的に検討しなければなりません。

併せて、開所時間の延長に伴う支援員の確保や、利用料をはじめとした費用の増加も考慮する必要があります。

子ども・子育て会議などでの意見

(2) 子どもふれあいスクール

① 子どもふれあいスクールの実施目標

新潟市では放課後子供教室を子どもふれあいスクールと呼んでいます。子どもふれあいスクールは、小学校を活用して、子どもたちに安心安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域人材を活用した大人との交流により、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図ります。実施校の全児童が対象です。

子どもふれあいスクールへの児童平均参加率を向上させることを実施目標とします。

【目標事業量】

(単位：%)		H31実績	R2	R3	R4	R5	R6
全市	見込み	13.4	13.7	13.7	13.8	13.8	14.0

② 子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

ア) 実施プログラムの展開

主な活動内容として①身体活動（ボール運動、卓球、竹馬、一輪車、自由遊び等）、②文化活動（読書、囲碁、将棋、折り紙、かるた、オセロ、工作・手芸等）、③学習活動（宿題、自主学习、補充学習、清掃などのボランティア活動等）、④イベント活動（お泊まり会、祭り、クリスマス会、餅つき大会等）を展開します。

また、必要に応じて活動事例集で実施プログラムを紹介し、全ての児童が参加できる学習・体験活動の実施プログラムを推進します。

イ) 実施校の拡大

新たに実施を希望する小学校区を調査,把握し, 実施に向けて取り組むとともに, 現在実施しているふれあいスクールについても, 事業内容のさらなる充実を図り, 令和 6 年度までに実施校での児童の平均参加率を 14.0%となることを目指します。

ウ) ボランティア等の人材確保

ふれあいスクールでは, スタッフの高齢化等に伴いスタッフの確保も事業継続の課題となっています。ふれあいスクールに個別に支援をしながら, スタッフの増員を呼び掛けていきます。

(3) 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの一体型の実施

① 一体型による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールの整備方針と目標

令和 6 年度までに 2 3 箇所の一体型の実施を目指すとともに, 両事業を行う全ての実施校において, 連携の強化を図っていきます。

ここでいう一体型とは, 両者で考えた共通のプログラムを行うことです。

放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの各関係者が連携・協力し, それぞれの特徴を生かしながら実施していきます。

【目標事業量】

(単位: 一体型の実施箇所)		H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
全市	見込み	20	21	21	22	23	23

② 一体型、または連携による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

ア) 共通プログラムの展開

ふれあいスクールで実施している「土曜プログラム」などを活用し, 子どもたちにより多くの体験機会を提供していきます。その際には, 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールのスタッフが連携し情報を共有し, 希望する児童が参加できるように留意して実施します。

イ) 職員の配置・質の確保

平成 25 年度から, 子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど, 子どもふれあいスクール運営主任, スタッフおよび放課後児童クラブ職員, 両者の共通理解を図る取組を行い今後も継続していきます。

（４）放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて

①教育委員会とこども未来部の連携について

新潟市では、「新潟市放課後子どもプラン推進委員会」を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両事業の連携や一体型の実施について、具体的に意見交換を行い、両事業を行う全ての実施校において、連携の強化を図っていきます。

② 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールへの小学校余裕教室等の活用について

放課後児童クラブについては、教育委員会や各小学校の理解を得ながら、小学校の余裕教室の活用を基本として進めます。

子どもふれあいスクールや一体型の実施については、基本的には小学校内で実施していますが、状況に応じて児童館や公民館などの施設等の活用を検討していきます。

両事業や一体型の実施を初めとする児童の安心・安全な居場所の確保にむけて、教育委員会や各学校、こども未来部が共通理解のもと、各事業の整備予定や運営状況など定期的な情報共有を図り、連携して各事業を実施していきます。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応について

特別な配慮を必要とする児童を含め、希望するすべての児童を受け入れています。

放課後児童クラブでは、特別な配慮が必要な児童に対し引き続き臨時支援員を配置して対応するほか、学校や放課後等デイサービス事業など関係機関とも情報共有を行い連携を図ることにより、保護者や児童が安心して過ごせるよう配慮します。

放課後等デイサービスについて

◇新・放課後子ども総合プランに関する計画対応状況

記載すべき事項	2-2 記載箇所	対 応 状 況
②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量	(3) ①	<p>【現計画】「子どもふれあいスクールと放課後児童クラブとの一体型実施か所数」を成果指標に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現計画と同様の目標事業量を記載。 ⇒現行計画 P47 記載の目標値及び H31 実績値の延長線で設定 ※一体型とは、共通のプログラムを実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室が両者で考えた共通プログラムを行うことを言う。(現計画と同様)
③放課後子供教室の 2023 年度までの実施計画	(2) ①	<p>【現計画】「週当たりの開催回数」として成果指標の記載あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標事業量として「子どもふれあいスクールへの児童の平均参加率」を設定し、向上させる。 ⇒今後令和 2 年度からの新潟市教育ビジョンの第 4 期実施計画にも同様の目標値を設定する予定。
④一体的又は連携による実施方策	(2) ②	<p>【現計画】両事業を行うすべての実施校において連携の強化を図ることとしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもふれあいスクールで実施しているプログラムを活用し、子どもたちに多くに体験機会を提供。
⑤余裕教室等の活用方策	(4) ②	<p>【現計画】学校施設の活用を基本とし、状況により学校外施設を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新計画も学校施設の活用を基本とする。一体型の実施においては児童館や公民館の活用も検討する。
⑥実施に係る教育委員会と福祉部局の連携方策	(4) ①②	<p>【現計画】子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携として記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き連携を推進するとともに、②の余裕教室等の活用においても協力関係を記載。
⑦特別配慮児童への対応策	(4) ③	<p>【現計画】記載か所なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な配慮が必要な児童を含め希望する児童を全員受け入れている。 ●放課後児童クラブは臨時支援員を加配して対応するほか、学校や放課後等デイサービス事業など関係機関と情報共有など連携を進める。 ⇒実績：障がい児 587 人 臨時職員数 101 人 (R1.5.1 現在)
⑧放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	(1) ②ウ)	<p>【現計画】記載か所なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在、ひまわりクラブは 18 時 30 分まで運営。 ●検討にあたっては、ニーズや家庭状況、支援員の確保など総合的な検討が必要。
⑨放課後児童クラブの役割向上方策	(1) ②イ)	<p>【現計画】質の向上として事業者・職員への研修実施と情報共有を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者や職員への研修や情報交換会を引き続き実施する。 ●市独自や国制度に基づいた賃金等処遇改善による支援員の確保や質の向上について記載。
⑩利用者・地域住民への周知方策	(1) ②イ)	<p>【現計画】記載か所なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者や地域住民に対し放課後児童クラブの取組の周知について記載。

放課後児童クラブの質の向上に関する取組

1. 研修・情報交換会

	研修名	参加者	日数等	開催内容
(1)	市放課後児童クラブ ネットワーク研修会	1,352名 (H30実績)	2回 各1日	安心・安全に楽しく放課後を過ごすことができるよう、育成支援の充実
(2)	市放課後児童クラブ ネットワーク情報交換会	100名 (H30実績)	2回 各1日	放課児童支援員の安全指導や楽しい遊びについての理解促進, 情報交換
(3)	県放課後児童支援員 認定資格研修	市内51名 (H30実績)	3会場 各4日	放課後児童支援員の要件を満たす職員に対する資格認定研修

(参考) ネットワーク研修会・情報交換会実績 (1 (1) 及び (2) 関係)

・市社会福祉協議会へ委託している放課後児童クラブ運営支援業務により実施

ネットワーク研修会			ネットワーク情報交換会		
27	第1回	支援対象拡大について	27	第1回	支援員と保護者の関わり
	第2回	支援員必須の対人関係能力		第2回	他機関・地域連携による先駆的運営
	第3回	放課後児童支援員の仕事		第3回	配慮が必要な子どもの理解と支援者の役割
			第4回	27年度の振り返り	
28	第1回	放課後児童支援員の役割	28	第1回	ソーシャルスキルトレーニング
	第2回	遊びの価値とリスクマネジメント		第2回	障がい児サービスについて
	第3回	自己肯定感を育む子育て支援			
29	第1回	子どもを取り巻く環境の変化と福祉	29	第1回	好感度があがるコミュニケーション技法
	第2回	児童や保護者とのよりよい関係づくり		第2回	保護者のクレームへの適切な対応
	第3回	いじめの未然防止と適切な対応			
30	第1回	発達障害の基本的理解	30	第1回	安全・安心なクラブ運営のために
	第2回	具体的対応・支援について		第2回	クラブでの遊び・活動をもっと楽しくするために

2. 放課後児童支援員等の処遇改善

(1) 賃金へ市独自の上乗せ

●市が求める最低水準

職種	H27	H28(3%UP)	H29(2.5%UP)	H30(2.5%UP)	R1(3.1%UP)
支援員 (月額)	126,200円	130,000円	133,250円	136,581円	140,815円
補助員 (時給)	760円	790円	810円	830円	855円

(2) 国制度「キャリアアップ処遇改善」により、支援員等の勤務年数や研修実績に応じて月額10,500円～31,400円を改善

3. その他

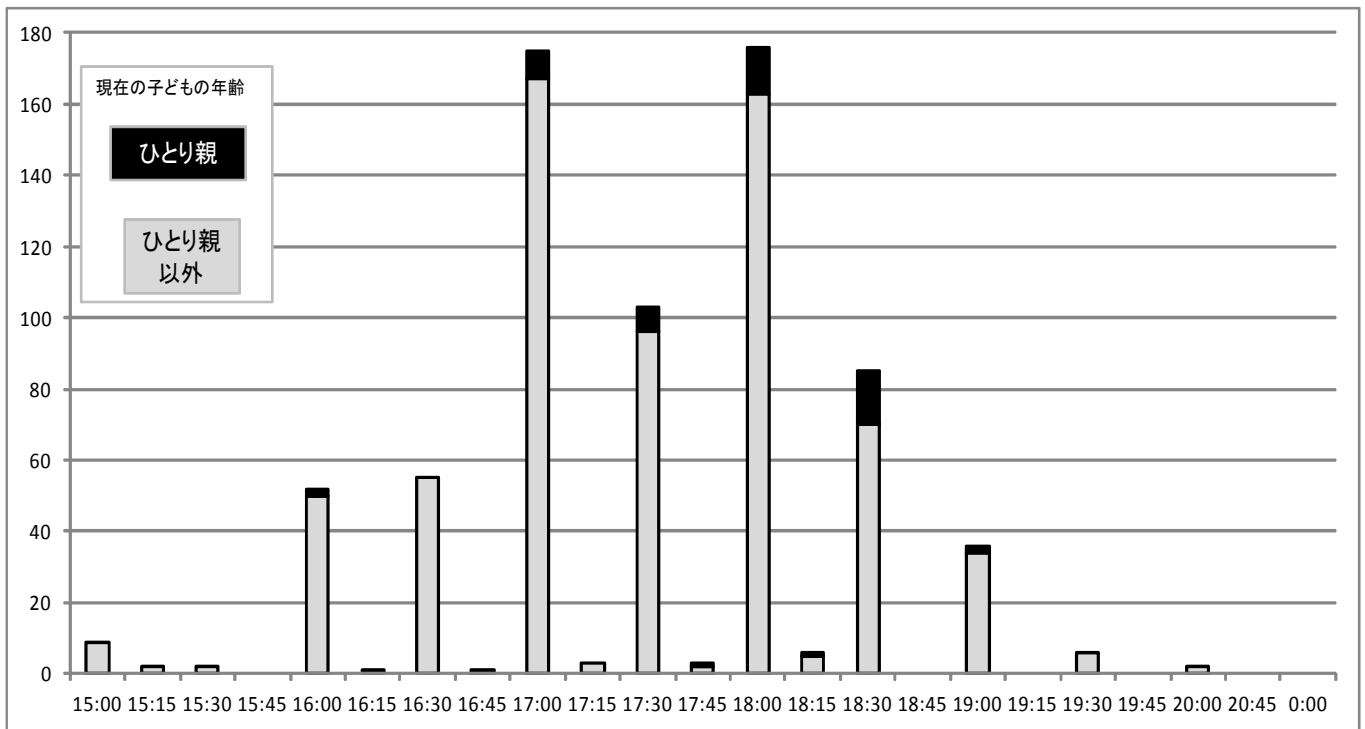
・各指定管理者が自主的に集まり、年数回情報交換会を実施

放課後児童クラブの開所時間延長に関連するデータ

1. 平成30年度実施ニーズ調査結果（開所時間延長関係）

	配布数 a	回答数 b	回答率 b/a	利用希 望者数 c	18:30以降 利用希望者 d	割合 d/c	cのうち ひとり親 e	dのうち ひとり親 f	割合 f/e
(単位)	件	件	%	人	人	%	人	人	%
就学児	4,400	1,740	39.5	717	44	6.1	49	2	4.1

● 放課後児童クラブ利用希望終了時刻【平常授業日】



対象者	以前																				以降	回答数		
	15:00	15:15	15:30	15:45	16:00	16:15	16:30	16:45	17:00	17:15	17:30	17:45	18:00	18:15	18:30	18:45	19:00	19:15	19:30	19:45	20:00	20:45	0:00	
ニーズ	9	2	2	0	50	1	55	1	167	3	96	2	163	5	70	0	34	0	6	0	2	0	0	668
ひとり親	0	0	0	0	2	0	0	0	8	0	7	1	13	1	15	0	2	0	0	0	0	0	0	49
合計	9	2	2	0	52	1	55	1	175	3	103	3	176	6	85	0	36	0	6	0	2	0	0	717

計44

● 保護者の帰宅時間について

保護者の帰宅時間	17:00	18:00	18:30	19:00	20:00	計
回答数	5人	17人	1人	19人	2人	44人

2. 開所時間に関する現在までの議論

第7回部会 (H26.10.21)

- ・18時30分を超えた延長のニーズがどのような家庭のニーズなのか明らかにしたうえで、必要な方に必要なサービスを提供できると良い。
- ・時間が延長されると、本来子どもと親が過ごす時間を親のレスパイトに時間が使われ、延長できる分利用しても良いという考え方に陥りやすいのではないかと。

第14回部会 (H30.3.26)

- ・ファミサポが学童のニーズに追いつかないのであれば、時間延長も検討しなければならない。
- ・支援員の負担が大きくなり、財政負担も伴う。様々な問題があるため、検討事項のひとつ。

第15回部会 (R1.8.2)

- ・現在18時30分までの開所時間となっているが、保育園・幼稚園の開園時間は19時までである。働く保護者やひとり親のことを考え、開所時間の延長について検討していく必要がある。
- ・子どもの立場になり、家庭で過ごす時間など誰が育てていくのかという視点も持ち議論すべき

新潟市子どもふれあいスクール事業概要図

現状

- 都市化の進展による子どもの安心安全な遊び場・居場所の減少
- 少子化，核家族化による，子どもの人間関係形成能力が不十分
- 家庭・地域の教育力の低下

国（文部科学省・厚生労働省）「新・放課後子ども総合プラン」
文部科学省「地域学校協働活動推進事業」
（放課後子供教室）

新潟市教育ビジョン基本施策 9「地域と学校・社会教育施設が協働する教育の推進」

新潟市子どもふれあいスクール事業

子どもふれあいスクールのねらい

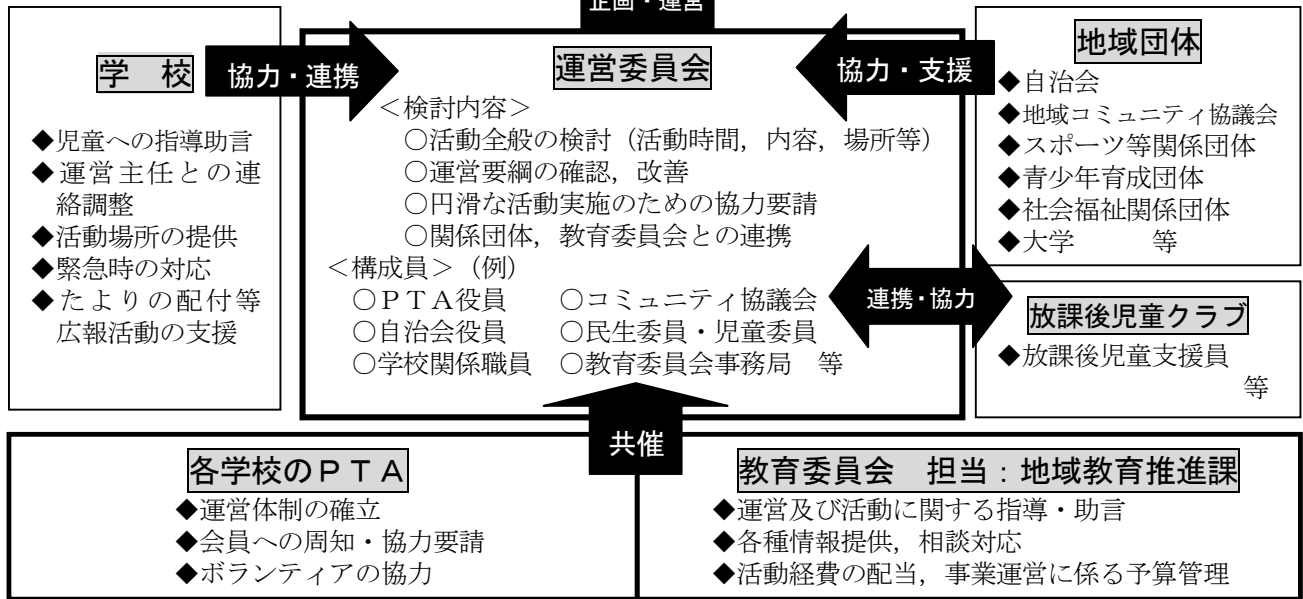
- 子どもの安心安全な居場所づくり
- 地域の大人と子どもとのふれあい・異年齢交流
- 地域・家庭の教育力の活性化

子どもふれあいスクール

～ 子ども(小学生1～6年)と地域住民との多様な活動 ～

- ア 身体活動（ボール運動，卓球，一輪車，竹馬，自由遊び等）
- イ 文化活動（読書，囲碁，将棋，折り紙，かるた，オセロ，物作り等）
- ウ 学習活動（宿題，自主学習，補充学習，地域探検，ボランティア活動等）
- エ イベント活動（お泊まり会，祭り，クリスマス会，餅つき大会等）

企画・運営



項目	主な概要
活動日・活動時間	週 1 ～ 3 回程度【平日】放課後～16:45【土曜】9:00～11:45
活動場所	小学校の体育館，余裕教室，グラウンド，図書館等，学校教育活動に支障のない場所
児童管理	ふれあいスクールの活動は，子どもがパスポートを受付に提出し，活動後パスポートを受け取るまでとなり，この間は地域教育推進課の管理下ではある。平日の場合，活動参加後の下校時間は学校管理下になり，土曜の場合の登下校の時間は地域教育推進課の管理下となる。
運営スタッフ （地域人材）	①運営主任 <企画・調整・運営・管理>【新潟市非常勤職員】 ②運営ボランティア<運営主任の補助・遊び相手> ③事業ボランティア<遊び等の講師・指導者> 月2回程度
保険	運営主任・・・労働者災害補償保険法による労働災害補償 ボランティア・・・新潟市市民活動保険 児童，保護者，地域の方，未就学児・・・団体総合保障制度費用保険 } →地域教育推進課が手続きを行う。

子どもふれあいスクール事業の概要

1 目的

小学校を活用して、子どもたちに安心安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域人材を活用した大人との交流により、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図る。

2 概要

平日の放課後、土曜日の午前中、学校の体育館や余裕教室等を学校と調整のうえ開放し、運営主任を中心に、運営ボランティア・事業ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくり事業を実施する。

3 子どもふれあいスクール事業の実際

(1) 活動内容

- ① 身体活動（ボール運動，卓球，竹馬，一輪車，自由遊び 等）
- ② 文化活動（読書，囲碁，将棋，折り紙，かるた，オセロ，工作・手芸 等）
- ③ 学習活動（宿題，自主学習，補充学習，清掃などのボランティア活動 等）
- ④ イベント活動（お泊まり会，祭り，クリスマス会，餅つき大会 等）

(2) 活動日

週 1 ～ 3 回

- * 実施校によって異なる。
- * 日曜日・祝日は原則として実施しない。
- * 事前の申請により，夏季休業中も実施できる。

(3) 活動時間

- ① 平日の放課後 授業終了後～16：45
* 学校教職員の勤務終了時刻を超えないこと。
 - ② 土曜日の午前中 9：00～11：45
* 子どもたちや運営スタッフの帰宅後の昼食時間帯に配慮すること。
- * 平日，土曜日とも活動時間は学校によって異なる。
 - * 冬季間は終了時刻を早めている場合もある。

(4) 活動場所

実施校の体育館，余裕教室，グラウンド，図書館等，学校教育活動に支障のない場所（プールでの活動は認めていない）

(5) 参加対象

- ① その学校に在籍している児童（全学年）及びその保護者
- ② 保護者が同伴した校区内在住の未就学児
- ② 校区内在住で、児童と一緒に活動できる地域住民等
- ③ その他、必要に応じ、運営委員会が認めた者

(6) 実施主体

各校PTAと教育委員会の共催。

各実施校でPTA、地域、学校、教育委員会から構成する「ふれあいスクール運営委員会」を組織し、活動の方針、内容の検討を行うとともに、協力者を広く募る。

(7) 運営スタッフ

- ア 運営主任・・・活動の中心となり、計画を立て、学校との連絡調整を図る。また、子どもたちの安全管理を図り、ボランティアスタッフへの指示等を行う。
- イ 運営ボランティア・・・運営主任を補佐し、子どもたちの活動を見守り、安全に注意を払う。時には共に活動したり遊んだりする。
- ウ 事業ボランティア・・・イベントを企画した時に、子どもたちに遊びや物づくりなどの体験的な活動を中心となって教える。

(8) 活動中の事故、けがの対応

ふれあいスクール活動中は教育委員会の管理下となり、次の制度が適用される。

- ふれあいスクール運営主任・・・労働災害補償法の規定による
- ボランティア・・・新潟市市民活動保険
- 参加児童・・・団体総合保障制度費用保険
- 地域の参加者・・・団体総合保障制度費用保険
- PTAの参加者・・・団体総合保障制度費用保険
- 保護者引率の未就学児・・・団体総合保障制度費用保険

(9) 下校

- 平日の場合、活動参加後の下校時間は学校管理下
- 土曜の場合の登下校の時間は教育委員会の管理下

(10) 関連法規等

教育基本法第13条

社会教育法第5条・7条

国（文部科学省・厚生労働省）「新・放課後子ども総合プラン」

文部科学省「放課後子供教室推進事業等実施要綱」

新潟市子どもふれあいスクール実施要綱

新潟市放課後子どもプラン推進委員会開催要綱

令和元年度 子どもふれあいスクール事業実施校

資料4-3

※ ふれあいスクール専用電話番号(開催日のみ利用可)

No.	区	実施校	直通電話・FAX兼用	開催日	No.	区	実施校	直通電話・FAX兼用	開催日		
1	北	松 浜	259-2121	水・土	35	中央	有 明 台	266-8400	水・土		
2		南 浜	080-8053-5664	水	36		南 万 代	080-8706-9727	水・土		
3		太 夫 浜	259-2260	水	37		上 山	080-8806-6870	水・土		
4		濁 川	258-8600	水	38		桜 が 丘	286-3966	水・土		
5		葛 塚	387-7933	水・金	39		紫 竹 山	246-9301	水・土		
6		木 崎	387-9771	水	40		丸 山	080-8716-5229	土		
7		笹 山	387-2660	金	41		大 淵	276-0027	水		
8		岡方第一	387-6331	水	42		曾 野 木	080-7854-3492	土		
9		豊 栄 南	387-2380	月～金	43		両 川	280-2080	水		
10	東	山 の 下	272-8334	木	44	江南	東 曾 野 木	284-6015	月・水・土		
11		大 形	080-2131-6299	火・土	45		早 通	381-2582	水		
12		中 野 山	276-3144	水	46		秋 小 合 東	070-4821-9909	月・火・水		
13		木 戸	274-2530	水・土	47		南 月 潟	375-2805	月		
14		東山の下	273-2433	月・水・土	48		西	小 針	230-3535	土	
15		桃 山	090-5558-5313	土	49			新 通	269-5170	水・土	
16		下 山	273-1605	水・土	50			内 野	262-3332	土	
17		牡 丹 山	273-4277	土・水	51			木 山	239-0079	土	
18		東中野山	080-7854-3491	水	52			赤 塚	080-8459-2745	土	
19		竹 尾	272-0750	水・土(不定期)	53			小 瀬	261-1451	水	
20		南中野山	276-2148	水・土	54			笠 木	261-2020	月・火・木・金	
21		江 南	287-3865	月・水	55			青 山	231-3663	水・土	
22		中央	浜 浦	266-3601	月・水・土			56	真 砂	080-2066-4074	土
23			関 屋	266-2113	月・水・土			57	五 十 嵐	070-2837-4935	月・水・土
24	鏡 淵		233-7844	水・土	58	坂 井 輪		090-9000-2665	水		
25	白 山		080-2210-0373	土	59	坂 井 東		268-4461	月・水・土		
26	新 潟		228-3099	水・木・土	60	西 内 野		263-7661	月・木・土		
27	日 和 山		090-8850-9670	水・土	61	東 青 山		080-7828-2336	月・水・土		
28	万代長嶺		245-4755	月・水・土(不定期)	62	大 野	090-5558-5090	月・土			
29	沼 垂		080-2378-7792	土	63	黒 埼 南	379-2850	水・土			
30	山 潟		080-7854-3490	水・土	64	山 田	090-9000-2683	土			
31	上 所		283-7322	水・土	65	立 仏	377-1110	月・水・土			
32	鳥 屋 野		284-7270	月・水・土	66	西 蒲 岩 室	080-9575-7480	月～金			
33	※笹口(地域型)		243-6130	毎日(ほっとハウス委託)	67	鎧 郷	070-3977-4893	水			
34	女 池		285-7055	月・水							

開設年度別実施校一覧

開設年度	実 施 校	校数	累計
14年度	関屋, 東曾野木, (笹口)	3	3
15年度	浜浦, 栄, 坂井東, 竹尾, 南中野山	5	8
16年度	新潟, 豊照, 山潟, 東山の下, 松浜, 新通, 東青山, 黒埼南, 立仏	9	17
17年度	鏡淵, 桜が丘	2	19
18年度	入舟, 女池, 満日, 月潟	4	23
19年度	五十嵐, 和納, 葛塚, 山の下, 木崎, 中野山, 岡方第一, 紫竹山, 西内野, 江南, 上山, 青山	12	35
20年度	濁川, 太田, 有明台, 岩室	4	39
21年度	木戸, 下山, 万代長嶺, 鳥屋野	4	43
22年度	湊, 白山, 内野, 小瀬	4	47
23年度	笹山, 大形, 両川, 丸山	4	51
24年度	太夫浜, 豊栄南, 牡丹山, 上所, 早通, 大野	6	57
25年度	南浜, 大淵, 木山, 笠木, 真砂	5	62
26年度	東中野山, 沼垂, 南万代, 坂井輪, 山田, 曾野木	6	68
27年度	桃山, 小針	2	67
28年度	赤塚	1	67
29年度	鎧郷	1	67
30年度	小合東	1	67
31年度		0	67

平成30年度末ふれあいとひまわりクラブ一体型調査

資料5

	小学校名	ひまわりクラブの設置場所	ふれあい活動日	ひまわりの子どもがふれあいに参加	ひまわり支援員がふれあいの運営委員会に参加	共通プログラムの実施		ふれあいの活動にひまわりのスタッフも参加しているか	文部科学省の説明による一体型	
						30年度	内容			
北	1101	松浜	小学校敷地内	水・土	○	○			○	
	1102	南浜	離	第1・3金	○	○				
	1103	太夫浜	小学校内	隔週水	○	○			え(名簿で確認)	○
	1104	濁川	小学校内	水・土(不定期)	○	○			え(活動に参加していない)	○
	1105	葛塚	離	水・金	○	○			え(活動に参加していない)	
	1108	木崎	小学校内	水	○	○			え(活動に参加していない)	○
	1109	笹山	なし	月						
	1111	岡方第一	小学校内	水	○	○				○
	1113	豊栄南	小学校内	月～金	○	○	毎回	新しい遊びの使い方、遊び方の工夫		○
	1201	山の下	小学校内	木(月2回)	○	○	毎回	荷物管理、工作プログラムの補助、トランプやけがの対応	あ	○
	1202	大形	小学校敷地内	火・土	△	×				○
1203	中野山	離	水	○	×			え(活動に参加していない)		
1204	木戸	小学校内	水・土	○	○	毎回	新年もちつき、工作等	あ(受付)	○	
1205	東山の下	小学校敷地内	月・水・土	○	○	年に1回	合同避難訓練	え(避難訓練)	○	
1206	桃山	小学校敷地内	土(第2・4)	△	×				○	
1207	下山	小学校敷地内	水・土	○	○			え(体制が変わって参加することがなくなった)	○	
1208	牡丹山	離	土・水(不定期)	○	○	年に4回	幼稚園も含め体育館で一緒に遊ぶ			
1209	東中野山	小学校敷地内	水	○	×			う	○	
1210	竹尾	小学校敷地内	水・土(不定期)	○	○			え(ひまわりの児童数が多いため)	○	
1211	南中野山	小学校内	水・木・土	○	○			え(おたよりはもうほうじょうになった)	○	
1212	江南	小学校敷地内	月・水	○	○				○	
中央	1301	浜浦	小学校敷地内	月・水・土	○	○			え(昨年度までは来ていた。)	○
	1302	関屋	離	月・水・土	○	×			え(活動に参加していない)	
	1303	鏡淵	小学校に隣接	水・土	○	×				○
	1304	白山	小学校内	土	×	○			え(活動に参加していない)	○
	1305	新潟	離	水・木・土	○	×			え(活動に参加していない)	
	1306	日和山	小学校内	水・土	○	○				○
	1310	万代長嶺	小学校敷地内	月・水・土(月2回)	○	○			え(人手不足のため)	○
	1311	沼垂	小学校敷地内	土	○	×	○	もちつき	え(もちつき大会)	○
	1312	山湯	小学校敷地内	水・土	○	×				○
	1313	上所	小学校敷地内	水・土	○	○			え(大人数で忙しい。)	○
	1314	鳥屋野	離	月・土	○	○			う	年1
	1315	笹口	小学校内	月～金(特別委託)	○	×				○
	1316	女池	小学校内	月・水・土	○	×			え	○
	1317	有明台	小学校内	水・土	○	○			う	○
	1318	南万代	小学校内	水・土(不定期)	○	○			う	○
1319	上山	小学校敷地内	水・土	○	○				○	
1320	桜が丘	小学校敷地内	水・土	○	○			え(別館で活動しているふれあいのスタッフが入っている)	○	
1321	紫竹山	小学校敷地内	水・土	○	○			う	○	
江南	1401	丸山	小学校敷地内	水	○	×				○
	1402	大淵	離	水	○	○				
	1403	曾野木	小学校に隣接	土	○	○				○
	1404	両川	小学校内	水	○	×			え(活動に参加していない)	○
	1406	東曾野木	小学校内	月・水・土	○	○	イベントごとに参加	イベント(インドアスレチック、餅つき)		○
1409	早通	小学校内	水	○	○確かめる	毎回		あ(ふれあいのスタッフを兼ねている)	○	
秋葉	1507	小合東	離	月・水						
西	1611	月湯	小学校に隣接	月	○	×				○
	1701	小針	小学校内	土	○	○	年に1回	避難訓練		○
	1702	新通	小学校敷地内	水・土	○	○	年に1回	避難訓練	無	○
	1703	内野	小学校敷地内	土	○	×				○
	1704	木山	離	土(第2・4)	○	○	年に1回	スポ振と		
	1705	赤塚	離	土	○	○				
	1706	小瀬	離	水	○	○	毎回	スポーツ教室、工作	あ	
	1707	笠木	なし	月～金						
	1708	青山	離	水・土	○	×				
	1709	真砂	小学校内	土	×	×				○
	1710	五十嵐	小学校に隣接	月・水・土	○	○			え(一緒に活動はしていない)	○
	1711	坂井輪	小学校敷地内	月	○	×			え(活動に参加していない)	○
	1712	坂井東	小学校内	月・水・土	○	○				○
	1713	西内野	小学校敷地内	月・木・土	○	○			え(活動に参加していない)	○
	1714	東青山	小学校内	月・水・土	○	○			え(活動に参加していない)	○
	1715	大野	小学校内	月・土	○	○				○
	1716	黒崎南	小学校内	水・土	○	×			う	○
	1717	山田	小学校敷地内	土	○	○				○
1718	立仏	小学校敷地内	月・水・土	○	×			え(活動に参加していない)	○	
西蒲	1801	岩室	小学校内	月～金	○	○	月に1～2回	(市小研の日)お楽しみ会	あ	○
	1804	鏡郷	離	水	○	○			え(活動に参加していない)	
合計					60	43	13			51

※岡方第一小、豊栄南小、小瀬小は、ふれあいスクール修了後に民営の児童クラブを始めるため、時間帯は重なっていない。共通のスタッフがいる。

放課後児童クラブ帰宅に関するアンケート集計結果

資料6

		平成30年7月17日(火)						平成30年7月18日(水)						平成30年7月19日(木)						平成30年7月20日(金)						1 日 平 均
		登録者数		10,392人				登録者数		10,395人				登録者数		10,398人				登録者数		10,405人				
		欠席者数		1,963人				欠席者数		2,118人				欠席者数		2,137人				欠席者数		2,008人				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
ひとり 帰 り	15時台	24	38	35	15	4	0	29	54	65	18	9	2	28	57	48	24	3	1	33	61	56	14	5	1	156
	16時台	44	88	88	47	14	3	26	65	75	31	12	7	30	71	68	48	9	5	27	55	51	47	12	4	232
	17時台	21	32	58	32	14	3	24	31	45	33	12	7	20	32	45	31	9	1	25	40	50	34	9	3	153
	18時以降	9	12	14	4	4	2	10	7	16	6	5	1	6	11	14	3	7	0	6	13	12	1	4	1	42
複数 帰 り	15時台	53	39	40	8	2	2	64	70	58	19	4	1	42	66	34	10	3	3	62	75	45	15	2	1	180
	16時台	75	100	89	61	20	7	74	125	97	65	14	13	95	114	96	50	18	5	84	114	104	58	17	12	377
	17時台	36	61	47	51	8	5	43	54	47	50	11	3	36	65	52	40	12	7	36	59	48	45	13	8	209
	18時以降	3	9	5	10	2	0	1	8	5	4	2	0	17	6	5	6	1	0	2	7	6	6	1	1	27
(車 お 迎 え)	15時台	201	80	43	11	5	2	193	162	83	26	10	2	208	145	45	11	4	2	258	175	77	22	3	1	442
	16時台	648	484	317	123	33	8	599	507	311	105	23	15	666	517	299	110	41	11	671	515	343	132	34	9	1,630
	17時台	1,014	887	640	277	101	26	991	844	558	239	90	27	948	832	618	253	71	23	958	835	557	245	81	27	2,786
	18時以降	466	416	282	144	71	26	472	418	281	151	68	15	478	401	299	159	67	26	446	386	289	149	62	15	1,397
(車 お 以 外 え)	15時台	73	22	13	3	0	0	56	31	16	5	0	0	68	24	9	2	1	1	64	31	16	8	1	1	111
	16時台	137	72	54	16	2	2	98	64	30	10	1	0	115	56	43	7	2	0	124	60	44	14	1	0	238
	17時台	131	83	51	22	8	2	132	70	56	22	5	0	124	88	55	16	5	1	116	89	61	17	5	2	290
	18時以降	64	45	32	18	6	2	57	40	35	17	0	2	49	38	26	13	0	4	54	38	31	17	2	1	148
計		2,999	2,468	1,808	842	294	90	2,869	2,550	1,778	801	266	95	2,930	2,523	1,756	783	253	90	2,966	2,553	1,790	824	252	87	8,417

学年別	学年 手段別	ひとり帰り	複数帰り	お迎え(車)	お迎え(車以外)	計
	1年	91	181	2,304	366	2,941
	2年	167	243	1,901	213	2,524
	3年	185	195	1,261	143	1,783
	4年	97	125	539	52	813
	5年	33	33	191	10	266
	6年	10	17	59	5	91
	計	583	792	6,255	787	8,417

各区時間帯別		人/日								
ひとり 帰 り (平 均)	区平均	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	
	15時台	15	33	43	20	9	2	35	1	
	16時台	10	50	78	14	10	5	64	2	
	17時台	9	35	65	7	6	4	28	1	
	18時以降	1	9	25	1	1	1	6	0	
計	35	126	210	41	25	10	132	4		

○新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年10月7日条例第63号

改正

平成28年7月4日条例第46号

平成30年7月6日条例第38号

平成30年12月28日条例第49号

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、新潟市社会福祉審議会条例（平成12年新潟市条例第4号）第1条の規定により設置される新潟市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備及び運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた

主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会との交流及び連携を図るよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、児童、児童の保護者及び小学校その他地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 放課後児童健全育成事業者は、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に対して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する具体的計画を、放課後児童健全育成事業者の職員並びに利用者及びその保護者に周知しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業者において利用者の支援に従事する職員は、豊かな人間性及び倫

理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く。以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項の設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者であって、放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士となる資格を有する者

(2) 社会福祉士となる資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に規定する中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項

の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項第3号に規定する文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に規定する大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、利用者の安全管理等を十分に行うことができる場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条、性別、社会的身分、障がいの有無又

は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は

その家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設（法第7条第1号に規定する児童福祉施設をいう。）及び利用者の通学する小学校並びに必要な応じ児童相談所、児童委員その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故防止対策と事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供による事故の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の保護者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成27年4月1日）

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間は、第9条第2項の規定は、適用しないこととすることができる。

3 施行日に補助員となった者に係る第10条第2項の規定の適用については、同項中「放課後児童健全育成事業に従事した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

4 施行日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則（平成28年7月4日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月6日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第49号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟市子どもふれあいスクール事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 新潟市が設置する小学校の施設を活用して、子どもたちの安心・安全な居場所を設け、地域住民の参画・協力を得て、多様な活動及び異学年や大人との交流の機会を提供し、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに地域の教育力向上を図るため、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき、新潟市子どもふれあいスクール事業（以下「事業」という。）を実施する。

(実施主体)

第2条 事業は新潟市教育委員会地域教育推進課（以下「地域教育推進課」という。）と事業を実施する新潟市立小学校（以下「実施校」という。）のPTAとの共催で行う。
2 事業の実施については、事業の一部又は全部を適切な事業運営ができること認められる事業者等に委託して行うことができる。

(運営委員会の設置)

第3条 実施校に子どもふれあいスクール運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の役割)

第4条 運営委員会は次の役割を担う。
(1) 本事業の運営方針及び運営要綱に関すること
(2) 本事業の活動内容と評価に関すること
(3) その他、本事業の推進に関すること

(運営委員会の構成)

第5条 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。
(1) PTAの代表
(2) 学校の代表
(3) 事業の運営にかかわる人員（以下「運営スタッフ」という。）の代表
(4) 地域団体の代表
(5) 地域教育推進課職員
(6) その他、運営委員長が必要と認める者
2 運営委員会には、運営委員長を置き、構成する者の互選により選出する。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員長は、必要に応じて本事業にかかわる事項について協議するための運営委員会を開催する。

(運営体制)

第7条 地域教育推進課は、事業を実施するため、社会教育法第九条の七第一項に基づき、次のとおり運営スタッフを実施校に配置する。ただし、第3号及び第4号については必要に応じて配置する。
(1) 運営主任(地域学校協働活動推進員)
(2) 運営ボランティア
(3) 事業ボランティア

- 2 運営主任(地域学校協働活動推進員)は、運営スタッフや学校との連絡調整及び情報交換を行い、円滑な事業運営を行う。事業の企画・運営・安全管理を行い、活動現場を統括する。
- 3 運営ボランティアは、運営主任を補佐し、子どもの活動の見守りや支援を行う。
- 4 事業ボランティアは、子どもの体験的な活動への指導を行う。

(運営主任の配置等)

第8条 運営主任は、子どもたちの健全育成に情熱をもち、PTAや地域から信頼を得ている者のうちから、各実施校の運営委員会の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- 2 運営主任の任用期間は1年として、委嘱の日からその年度末までとする。
- 3 運営主任(地域学校協働活動推進員)は、「新潟市教育委員会第3号非常勤職員」として「新潟市教育委員会非常勤職員要綱」にしたがって服務する。

(実施日時)

第9条 事業の実施日時は、平日の放課後や土曜日の午前中の範囲内とし、運営委員会で決定する。日曜日、祝日は実施日から除く。ただし、特別な行事等を行う場合はこの限りではない。

(活動場所)

第10条 事業の活動場所は、実施校の体育館・図書室・特別教室等の施設とし、学校の教育活動に支障のない範囲内で、学校と調整のうえ運営委員会で決定する。

(活動内容)

第11条 事業の活動内容は、身体活動、文化活動、学習活動等とし、地域や子どもの実情に応じて運営委員会で決定する。

(児童の管理)

第12条 活動および登下校時の児童の管理は次のとおりとする。

- (1) 活動時の児童管理は、地域教育推進課の管理下とする。
- (2) 平日の活動参加後の下校については学校管理下とする。
- (3) 土曜の場合の登下校については地域教育推進課の管理下とする。

(対象児童)

第13条 事業の対象者は、実施校の在籍児童とする。ただし、運営委員会が対象者と認めるときは、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、地域教育推進課が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。